

平成23年岳南排水路管理組合議会定例会（2月）会議録

平成23年2月10日（木）

1 出席議員（10名）

1番 鈴木敏和 議員
2番 小山忠之 議員
3番 西村綾子 議員
4番 小室直義 議員
5番 太田美満 議員
6番 佐野清明 議員
7番 太田康彦 議員
8番 諸星孝子 議員
9番 稲葉寿利 議員
10番 遠藤盛正 議員

2 説明のため出席した者（8名）

管 理 者 鈴木尚君
副 管 理 者 鈴木利幸君
富士市上下水道部長 大河原忠君
富士市商工農林部長 土屋俊夫君
富士宮市水道部長 小松政廣君
局 長 小山芳博君
総 務 課 長 山田正廣君
施 設 課 長 桑原徳治君

3 出席した事務局職員（6名）

参事補兼庶務係長 米山佳秀君
参事補兼工務係長 近藤敦君
管 理 係 長 高野新次君
業 務 係 長 遠藤裕子君
庶 務 係 主 査 根上忠記君
庶 務 係 主 事 補 佐野浩平君

4 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議第1号 平成22年度岳南排水路管理組合会計補正予算
について（第2号）
- 日程第4 議第2号 平成23年度岳南排水路管理組合会計予算について
- 日程第5 議第3号 岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例制定について

午前10時 開 会

○議長（稲葉寿利議員） 出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから岳南排水路管理組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付いたしてあります議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲葉寿利議員） 日程第1 会議録署名議員の指名であります。会議規則第35条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に

5番 太田美満 議員

6番 佐野清明 議員

以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（稲葉寿利議員） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

それでは、ここで本定例会に上程される提出議案の大綱説明を管理者に求めます。

管理者。

○管理者（鈴木 尚君） 改めましておはようございます。お許しをいただきましたので、本定例会に上程いたします各議案の審議をお願いするにあたりまして、議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、議案の総括的な説明を申し上げます。

さて、昨年、紙・パルプ産業では、年の半ばまでは回復基調にありましたが、秋口以降は、急激な円高の進行などにより景気の回復は足踏み状態となっており、景気の先行きは依然不透明な状況にあります。紙の需要が低調に推移する中で、使用者は大幅な減産を継続しており、大変厳しい経営環境に変わりありません。立ちはだかる困難を乗り越えていくことを願いつつ、私共に与えられました使命であります施設の維持管理に最善を尽くしてまいりたいと存じます。

それでは、本定例会に提出いたします各議案の大綱でございますが、詳細につきましては後ほど事務局から説明をいたさせますので、あらかじめご了承願いたいと存じます。

最初に、議第1号平成22年度会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ912万円を追加し、7億5,231万7,000円とするものでございます。

歳入におきましては、基金運用による財産収入を増額し、給与改定により職員退職手当基金繰入金を減額するものでございます。

歳出におきましては、給与改定による職員人件費の減額、また、岳南排水路基金への積み立て等、所要の措置を講ずるものでございます。

次に、議第2号平成23年度会計予算についてでございますが、歳入歳出の予算総額を6億5,100万円といたしました。前年度と比較して2,700万円、4.0%の減額でございます。

歳入におきましては、主財源である使用料及び手数料として、5億4,910万3,000円を見込みました。これは、歳入総額の84.4%を占めておりますが、前年度と比較して1,240万7,000円、2.2%の減額となっております。

このほか、財産収入を4,314万3,000円、繰入金を2,871万7,000円、繰越金を3,000万円それぞれ措置いたすものでございます。

次に、歳出につきましては、組合運営に係る総務管理費に1億6,120万1,000円、管きよ、ポンプ施設の施設管理費として9,735万円、また施設維持改良費として3億376万3,000円を計上いたしております。これら施設関係事業費の総額は4億111万3,000円となり、歳出総額の61.6%を占めております。

また、諸支出金におきましては、岳南排水路基金、職員退職手当基金を合わせて5,814万2,000円を措置しております。

次に、議第3号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回、給与改定により、介護休暇を取得する職員のうち、現給保障額の減額対象となる職員の給与額について、所要の措置を講ずるものでございます。

以上、上程案件につきまして極めて主要点のみご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切にご議決を賜りますようお願い申し上げます。私からの説明を終わります。

○議長（稲葉寿利議員） 以上で管理者の説明を終わります。

日程第3 議第1号平成22年度岳南排水路管理組合会計補正予算について（第2号）

○議長（稲葉寿利議員） 日程第3 議第1号平成22年度岳南排水路管理組合会計補正予

算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

局長。

○局長（小山芳博君） ただいま上程いたしました議第1号平成22年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。平成22年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ912万円を追加し、歳入歳出それぞれ7億5,231万7,000円とするものでございます。

議案書の6、7ページをお願いいたします。2款1項1目利子及び配当金でございます。917万9,000円を増額しまして、4,130万6,000円とするものでございます。これは、岳南排水路基金におきまして、大口定期預金の利率を当初予算では0.5%と見込んでおりましたけれども、当初の実績は0.56%で運用しましたが、その後の利率が0.232から0.291%の運用となりまして、大口定期預金の利息分が減額となりました。このほか、額面2億円、利率0.5%の神奈川県債と、額面5億円、利率0.7%の共同地方債を、それぞれ額面2億円、利率1.9%の国債と、額面5億円、利率1.52%の地方公共団体金融機構債に買い換えましたことによりまして、差し引き920万3,000円増加しております。

また、職員退職手当基金におきましては、大口定期の利率が下がったことによりまして2万4,000円の減となりました。このため、差し引き合計で917万9,000円を増額をお願いするものでございます。

次に、3款1項1目職員退職手当基金繰入金でございます。今年度2人が退職となりますが、給与改定に伴う減額分5万9,000円を減額しようとするものでございます。

次に、議案書の8、9ページをお願いいたします。3歳出につきましてご説明申し上げます。

2款1項1目一般管理費95万6,000円を減額し、2億368万7,000円とするものでございます。これは職員14人分の給与費でございます。

2節の給料でございます。10万6,000円の減。これは昇格による増もありましたけれども、給与改定による減があったことによるものでございます。

3節の職員手当等が52万8,000円の減。この主なものとしましては、時間外勤務手当が夏季管内点検期間中の時間外勤務の増、台風など豪雨時の時間外勤務などによりまして35万6,000円の増となったものの、給与改定に伴いまして期末・勤勉手当が78万7,000円の減となったことによるものでございます。

また、4節の共済費は、給与改定・負担金率の変更によりまして32万2,000円の減となりました。

次に、4款1項1目岳南排水路基金積立金は、6,920万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、補正第1号で予備費に留保しておりました前年度繰越金のうち6,000万円と運用益の利子増による920万3,000円を増額補正し、基金に積み立てるものでございます。

同じく2目退職手当基金積立金でございますけれども、歳入で説明いたしましたが、大口定期の利率が下がったことによりまして2万4,000円の減額をするものでございます。

次に、5款1項1目予備費でございます。基金への積み増し及び予算調整としまして5,910万3,000円を減額しまして、3,600万4,000円とするものでございます。

以上で平成22年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきましたけれども、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（稲葉寿利議員） 当局の説明を終わります。

これから議第1号について質疑に入ります。

1番 鈴木敏和議員。

○1番（鈴木敏和議員） この岳南排水路管理組合の職員の給与というのは、例えばそれぞれの市の行政職等の給与と多少差があると思うんですけれども、差が全くないのかあるのか。そして、人事院勧告を適用する場合、低い給与のほうに緩和措置というのが設けてあるんです。今回は減額の勧告が出て、それぞれの市の職員の皆さん、それなりに減額されているんですが、岳南排水路管理組合職員の皆さんの給与も一律に今回の率でもって減額したのか、その辺を聞かせてください。

○議長（稲葉寿利議員） 局長。

○局長（小山芳博君） 岳南排水路管理組合職員の給与ですけれども、給与自体、富士市の職員の給与に準ずることになっていますので、富士市職員の給与が改定になれば、岳南排水路管理組合職員の給与はそのまま改定になります。

○議長（稲葉寿利議員） 1番 鈴木敏和議員。

○1番（鈴木敏和議員） こう申しましたのは、管理市の職員よりも二、三号低くして給与の措置をしてあるような場合があるものですから、岳南排水路管理組合は富士市と全く同列だということであれば理解いたします。わかりました。

○議長（稲葉寿利議員） ほかにありませんか。——質疑も出尽くしたようでありますので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。一討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第1号平成22年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）については原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第1号は原案どおり可決されました。

日程第4 議第2号平成23年度岳南排水路管理組合会計予算について

○議長（稲葉寿利議員） 日程第4 議第2号平成23年度岳南排水路管理組合会計予算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

局長。

○局長（小山芳博君） ただいま上程いたしました議第2号平成23年度岳南排水路管理組合会計予算についてご説明申し上げます。

議案書の13ページをお願いいたします。平成23年度岳南排水路管理組合会計予算は、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億5,100万円とするものでございます。

第2条におきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

それでは、議案書の18、19ページをお願いいたします。では、歳入から各款別に説明をさせていただきます。

まず、1款1項1目使用料でございます。本年度は5億4,910万2,000円で、前年度に比較しまして1,240万7,000円、2.2%の減額でございます。このうち岳南排水路使用料としましては、1節使用料5億4,880万円を見込みました。

使用料収入の内訳としましては、議案書の19ページの説明欄にございますが、基本料金の算定基礎となる許可排水量の合計は、前年度より18万7,592立方メートル減少した日量125万3,788立方メートルを見込み、これに基本料金単価の10.815円と12箇月を乗じ1億6,270万円とするものでございます。これは、大手工場におきまして、経費削減のために、実排水量と許可排水量との差の余剰分を減量する傾向にございますので、この分の許可排水量の減量を見込んであります。

また、従量料金の基礎となります予測排水量でございますけれども、薄青色の「議案参考資料-1」の2ページをお願いします。2)使用料算定基礎排水量をお願いします。予測排

水量の算出でございますが、直近の比較的安定した平成18年度から平成19年度の減少率を参考に減少率をマイナス0.8%としまして、平成22年度の見込み排水量より270万立方メートル減少した3億650万立方メートルと見込みました。これに従量料金単価の1.26円を乗じ、3億8,610万円としております。

議案書にお戻りをお願いいたします。次に、占用料でございますが、岳南排水路敷地の占用料で、工作物設置等19件に係る収入で、予算額は30万2,000円でございます。

1款2項1目手数料1,000円は、水質分析試験手数料に係る科目設定でございます。

次に、2款1項1目利子及び配当金でございますが、これは岳南排水路基金及び職員退職手当基金の基金運用利子で、前年度に比較しまして1,101万5,000円増の4,314万2,000円でございます。

先ほどの「議案参考資料-1」の3ページをお願いいたします。3)基金執行状況がございましたのでお願いいたします。まず1の岳南排水路基金でございます。前年度末現在高34億3,894万6,942円で、これに対する運用利子を4,301万2,000円見込んでおります。

次に2の職員退職手当基金でございます。前年度末現在高6,485万4,037円で、これに対する利子が13万円でございます。

2つの基金運用を合わせまして4,314万2,000円でございます。

なお、本年度の大口定期についての預金利子の利率でございますけれども、富士市会計室からの通知によりまして利率を0.2%で見込んでございます。

それでは、議案書の18、19ページにお戻りをお願いします。2款2項1目物品売払収入は1,000円を計上させていただきました。

次に、議案書の20、21ページをお願いいたします。3款1項1目職員退職手当基金繰入金でございますが、本年度は1人の定年退職があります。2,871万7,000円の取り崩しをお願いするものであります。

次に、4款1項1目前年度繰越金でございます。前年度と同額の3,000万円を計上させていただきました。

5款1項1目預金利子は1,000円を科目設定いたしました。

2項1目雑入は3万6,000円を見込んでおります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

それでは、続きまして歳出を説明させていただきます。

議案書の22、23ページをお願いいたします。3歳出でございます。1款1項1目議会費は、組合議会開催の所要経費55万1,000円で、定例議会2回、臨時議会1回の年

3回の議会開催を見込んでおります。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。本年度は1億6,120万1,000円で、前年度に比較しまして4,344万2,000円の減額でございます。この主な要因は、給与費におきまして給与改定による減と、それから一般職の職員を本年度1人採用いたしますけれども、定年退職者が2人ありまして前年度より1人減の13人となること、また、本年度の定年退職者数が前年度の2人から1人となり、退職手当が減になることによるものでございます。

それでは、説明欄に沿って説明させていただきます。まず1 給与費の(4)一般職13人の人件費は1億2,138万1,000円となっております。この人件費に係る資料と致しましては、議案書の36ページから39ページにかけて給与費明細書をお示ししてございます。また後ほどお目通しのほどよろしく願いいたします。

それでは、22、23ページにお戻りをお願いいたします。次に2 人事管理費(1)人事管理費1,221万6,000円は、臨時職員1人と嘱託職員3人の共済費、賃金及び富士市と共同設置しております公平委員会の負担金でございます。

次の(2)職員研修費108万5,000円は、研修会への参加旅費及び負担金でございます。

(3)職員厚生費27万1,000円は、被服貸与、それから職員の健康診断の費用でございます。

24、25ページをお願いいたします。(4)職員福利厚生事業費21万6,000円は、富士市職員互助会への助成金でございます。

次に3 事務管理費の(1)事務運営費でございます。これは組合事務運営の所要経費でございます。820万5,000円でございます。主なものは、事務用品などの消耗品のほか、通信運搬費、富士市の財務会計と接続されておりますシンクライアントの利用負担金などでございます。

次に4 財産管理費の(1)庁舎管理費は庁舎の維持管理経費で、438万6,000円でございます。これは庁舎設備の保守点検に係る委託料、通信機器、AEDのリース料など使用料及び賃借料等の経費でございます。

(2)車両管理費は117万9,000円でございます。公用車のライトバン2台、軽自動車3台に係る維持管理の経費でございます。

(3)用地管理費の416万8,000円は、管路施設用地の借地料でございます。

5 公租公課費の767万7,000円は消費税でございます。

議案書の26、27ページをお願いいたします。次に2款2項1目排水管理費でございま

す。これは岳南排水路の水質調査に係る所要経費で、本年度は501万円で、前年度に比較して32万円の減額でございます。

説明欄の(1)水質調査費の116万円は、水質分析に係る消耗品及び分析試料の採取委託料等でございます。

(2)硫化水素調査費385万円は、硫化水素計のセンサー等の消耗品費と、3台の拡散式硫化水素自動測定器を買い換える経費等でございます。

次に、議案書の28、29ページをお願いいたします。2目下水道管理費5,589万円は、前年度に比較しまして1,700万円の増額でございます。この科目は、排水量の調査、施設の維持補修及び保守点検に係る所要の経費でございます。増額の主な要因は、維持補修費におきまして、前年度の夏季管内点検時に確認されました管渠損傷箇所の補修工事と、保守点検費におきまして、施設の異常箇所の早期発見、早期対処を行うために、管内点検作業委託の班編成を、今まで2班でしたけれども、これを4班に増やしたこと、それから下水道台帳データ整備等の追加業務等によるものでございます。

説明欄の1 排水量管理費(1)排水量調査費201万円は、使用料のうち従量料金の算定基礎となります実績排水量の検針に係る所要の経費でございます。

2 下水道維持費は5,388万円でございます。このうち(1)維持補修費2,167万円は、人孔整備9箇所、足掛金物付替及び環境整備等に要する経常的経費のほか、新たに確認されました管渠損傷箇所の補修工事3箇所に係る経費でございます。

(2)の保守点検費3,098万円は、本年の7月25日月曜日から29日金曜日までの5日間で施設の調査、点検及び維持補修工事を集中して実施いたしますけれども、先ほども申しましたが、主にこの期間に行われます管内点検とゲートの点検等に要する経費、そのほか下水道台帳のデータ整備、管内点検調査結果のデータ整理などの業務委託でございます。

議案書の30、31ページをお願いいたします。3目ポンプ場管理費は、今泉ポンプ場の運転管理に係る所要経費でございます。本年度3,645万円で、前年度に比較いたしまして300万円の増額でございます。この主な要因は、ポンプ場から幹線排水路に流入するバイパスゲートの開閉用定置型巻上げ機の修繕工事を新たに計上したことによるものでございます。

それでは、説明欄の(1)維持補修費390万円は、今申しましたバイパスゲート定置型巻上げ機の修繕工事と、ポンプ場で緊急に必要となったときの補修工事に対応するための緊急対策工事の費用でございます。

(2)保守点検費2,732万円は、ポンプ場の運転管理業務委託及び電気、機械設備の点検作業委託等でございます。なお、ポンプ場の運転管理業務委託につきましては、契約更新

後2年目になります。

次の(3)ポンプ場管理事務費523万円は、主として電気料、工業用水使用料等の光熱水費でございます。

続きまして、2款3項1目施設改良費は、本年度3億376万3,000円で、前年度に比較しまして432万6,000円の減額でございます。この科目は施設の保全、改良費で、歳出予算総額の46.7%を、また使用料に対しましては55.3%を占めております。

説明欄でございますけれども、まず1、管渠施設費の(1)保全対策事業費に2億1,260万円、33ページの2、ポンプ場施設費の(1)保全対策事業費に9,010万円を計上しております。

この科目につきましては、先ほどの「議案参考資料-1」によりまして説明をさせていただきますので、「議案参考資料-1」の4ページをお願いいたします。4)平成23年度主要事業概要をお願いいたします。まず、管渠施設費におきます保全対策事業でございますけれども、1の岳南1号第1排水路富士宮工区改良工事実施設計業務委託でございますけれども、これは富士宮市浅間町地先の市道田中青木線に埋設されております管渠の布設替えをするための実施設計を委託するものでございます。この箇所は、昭和29年に埋設された管渠でございます、今回対象となります延長は約100メートルでございます。位置図につきましては、本資料の5ページにお示ししてございます。

次に、2の岳南排水路管渠劣化診断業務委託は、既設管の耐震診断を行いまして、補強対策の資料を得るために、コンクリートの強度、それから中性化の深さ等を調査するものでございます。位置図につきましては、本資料の6ページから7ページにお示ししてございます。この黄色い箇所は既に実施した箇所でございます、薄茶色の箇所が今回実施する箇所でございます。6ページが富士宮地先で、7ページが、吉原中央駅の西側と南側付近でございます。この3箇所でございます。

それでは、4ページにお戻りをお願いいたします。3の都市計画決定変更図書作成業務委託でございますけれども、これは都市計画法の運用指針が改正され、排水区域が100ヘクタールから1000ヘクタールに変更されたことと、排水路の使用工場数が廃止によりまして減少したことなど現状に合わなくなっておりますので、計画を変更するため、変更図書などの図書作成の業務委託でございます。

4から7の管渠更生工事は、老朽化した管渠施設の更生を図るもので、4路線、6箇所を施工いたします。

6の岳南3号第1排水路管渠更生工事は2箇所新たに施工を開始するもので、そのほかは継続事業でございます。これら4件の管径は1,350ミリメートルから1,800ミリメ

ートルで、総延長410メートルを施工いたします。位置図は8ページから11ページにお示ししてございます。黄色の部分が既に施工された箇所です。今回施工する箇所は薄茶色の箇所でございます。

4ページにお戻り願います。次に、ポンプ場施設費におけます保全対策事業でございます。8のポンプ場自家発電設備更新工事でございます。既設の自家発電機でございますけれども、これは昭和48年に設置されたものでして、既に37年が経過しております。近年、原動機部分の潤滑油の漏れが確認されておまして、非常時の対応に不安があること、また冷却用に工業用水を使用しておまして、工業用水の断水があった場合、長時間の稼働ができなくなりますので、これをラジエター式の冷却方法で省エネ、騒音対策を施しましたコンパクトなパッケージ型発電機に更新するものでございます。位置図は12ページにお示ししてございます。

それでは、議案書の32、33ページをお願いいたします。続きまして、3款1項1目利子でございます。一時借入金の償還金、利子としまして1万円の科目設定をいたしました。

次に、4款1項1目岳南排水路基金積立金でございますが、本年度も一般財源からの積立金は無く、運用益金のみ4,301万2,000円を積み立てようとするものでございます。前年度に比較いたしまして1,135万4,000円の増額でございます。

次に、2目の職員退職手当基金積立金は1,513万円で、内訳は、積立金が1,500万円、利子が13万円でございます。前年度に比較いたしまして、積立金が1,000万円、利子分が33万9,000円、合計1,033万9,000円の減額でございます。

これらの基金保有形態につきましては、先ほどの歳入の説明で見えていただきましたけれども、「議案参考資料-1」の3ページ、3)基金執行状況に記載してございますので、またお目通しのほどよろしく願います。

それでは、議案書の34、35ページをお願いいたします。5款1項1目予備費でございますが、2,998万3,000円、前年度に比較いたしまして7万3,000円の増額で計上いたしました。

以上、歳入歳出それぞれ6億5,100万円とするものでございます。

以上で、平成23年度岳南排水路管理組合会計予算につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（稲葉寿利議員） 当局の説明を終わります。

これから議第2号について質疑に入ります。

5番 太田美満議員。

○5番（太田美満議員） 19ページの従量料金の設定の中のボリュームなんですけれど

も、3億650万立方メートルということで、この間、新聞でもちょっとあったんですけども、王子製紙さんの富士工場と王子板紙さんでマシンを各1台とめるというお話が出てまして、その辺がこの中に加味されているかどうかということと、あともう1点、33ページのポンプ場の自家発電設備を更新するということなんですけれども、この容量、現在のものはどのぐらいの容量のものかということと、これによってこのポンプ場のどこまでがカバーできるかという問題。それともう1個、ここの設備が停電したときにバックアップとして使う発電機だと思うんですけども、そうしたときに自動起動装置の設置がなされているかどうか。その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（稲葉寿利議員） 局長。

○局長（小山芳博君） まず先にお答えさせていただきます。先日報道がありました王子製紙関係の件でございますけれども、実はこの予算を組む段階で、私ども、許可排水量と従量料金の差があるところは、排水量の差がある場合には、恐らく許可排水量を下げてくるのではないかとということで予想しました。その分につきましては基本料金の予想に加味しておりましたけれども、今回の停止の件につきましては予想外でございました。先日、王子製紙の富士工場に問い合わせをしたんですけども、日量で1万から1万2000立方メートル程度減るかもしれないという返事はいただきましたけれども、王子板紙の方では教えていただけませんでした。ポンプ場の自家発電設備につきましては、施設課長がお答えいたします。

○議長（稲葉寿利議員） 施設課長。

○施設課長（桑原徳治君） お答えいたします。ポンプ場自家発電装置の定格出力は300キロボルトアンペアで、定格電圧が3300ボルトです。現在も災害時等については自動でポンプが運転する形になっていますので、停電については対応できます。また、この庁舎についてはポンプ場の自家発電設備からは電気がこないものですから、この庁舎には別の小さなパッケージ型の発電機があります。この庁舎では何か災害があったときには、ポンプ場とは別に対応する形で考えております。

○議長（稲葉寿利議員） 5番 太田美満議員。

○5番（太田美満議員） わかりました。王子製紙さんの減量は、従量料金には加味されていないということで、この予算を確保するのは少々大変になってくると思いますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

また、ポンプ場の自家発電設備についてもわかりました。300キロボルトアンペアということなんですけれども、この自家発電設備でポンプ場のポンプ1台程度を回せる形になるんですか。その点を教えてください。

○議長（稲葉寿利議員） 施設課長。

○施設課長（桑原徳治君） ポンプ3台をフルで運転できます。ですから、3号Bの許可排水量約30万立方メートルが流れたとしても十分対応できます。

○議長（稲葉寿利議員） 10番 遠藤盛正議員。

○10番（遠藤盛正議員） 1度確認とか聞いておきたかったんですが、25ページの事務管理費の中に広報紙等作成とありますね。広報紙の内容というのはどんな内容でしたか。ちょっと教えてください。

○議長（稲葉寿利議員） 局長。

○局長（小山芳博君） 議会が開かれた後などに青い印刷物を皆さんにお配りしておりますけれども、主にその費用です。あとはパンフレットがなくなった際ですとか、大きく内容が変わった際にはパンフレットを刷りますけれども、ほぼ広報紙用の費用です。

○議長（稲葉寿利議員） 総務課長。

○総務課長（山田正廣君） 広報紙は年3回出させていただいております。議会が開かれた後には必ず出しております。また、夏季の工場排水流入禁止期間があるものですから6月に出しております。そして、10月の議会が終わった後、また運営委員会が11月に開かれますので、議会が終わって運営委員会の終了後、12月頃に2号を出しております。それから、この議会が終わった後すぐに広報紙として出す形です。現在、年3回広報誌を出させていただいております。

○議長（稲葉寿利議員） 10番 遠藤盛正議員。

○10番（遠藤盛正議員） そういうお答えだと思いましたが、実は何で今それを聞いたかといいますと、先日の新聞に工業観光として、岳南排水路が観光地になっているというような記事が載っていたんです。私の妻も、「岳南排水路って観光地なの」という話がありまして。これから岳南排水路管理組合としてそういうところに協力していく考え方があるのかなと思ひまして、それをお聞きしたかったんです。

○議長（稲葉寿利議員） 局長。

○局長（小山芳博君） 先日、富士山観光交流ビューローから依頼がありまして、岳南排水路の施設を見学させてほしいということで話がありました。富士山観光交流ビューローでは富士市の観光をアピールするということで、田子の浦港の水質改善をアピールしつつ、負の部分も示しておかなければならないという話がありまして、岳南排水路に視察に来ました。そういった見学は受け入れておりますけれども、観光といいますよりも、施設の視察ということで受け入れております。

○議長（稲葉寿利議員） 10番 遠藤盛正議員。

○10番（遠藤盛正議員） 岳南排水路を観光地にという要望があれば、またそれも考えて

いかなければいけないのかなと思うんですが、かなり興味があるなど。一般の方も、どこの管が見られるのですとか、そういった話もあったので、観光というものも考えてくれているのではないかという話をしたんです。

この庁舎を建てる際に、スロープをつけてエレベーターをつけましたね。その時に見学者用のというお話がありましたが、要するに、そういう観光ということも考えていらして、この大きな工業観光の中に岳南排水路の名前が載ってきたのかなという思いもあったものですから、今後、せっかくこういう設備があるわけですから、もちろん学校の授業等で勉強に来る方もいらっしゃるでしょうし、もしかしたら観光で見学をしたいということもあるかもしれない。そういう考え方をぜひ持っていただいて、その中で広報紙等の活用、また富士山観光交流ビューローさんとも、もし話が進むようでしたら考えていただきたい。新聞に太字で大きい記事で載っていましたので、ぜひご検討いただきたいなと思います。

○議長（稲葉寿利議員） 局長。

○局長（小山芳博君） 施設見学につきましては、常時依頼があれば受けております。過去にも小学生の施設見学などがありまして、連絡があれば管の中に入れるところもありますので、そういった案内はしてございます。これからもそのようにしていくつもりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（稲葉寿利議員） 1番 鈴木敏和議員。

○1番（鈴木敏和議員） 先日新聞で、県の工業用水の使用単価を値下げしてほしいという要望が出たという記事を読みました。入るほうは値下げしろという話ですので、今度は出るほうの岳南排水路はどうですか。運営委員会ですとか利用者から、値下げしてほしいというお話があるのかどうか。

それから施設改良費ですが、管渠更生工事というのは特殊な工事ですから、随意契約なのかどうか。そして施設維持改良費等のところで、関係する自治体の建設業者がどの程度工事を受注しているのか。その辺について聞かせていただきたいと思います。

○議長（稲葉寿利議員） 局長。

○局長（小山芳博君） 工業用水の使用料の件についてでございますけれども、まずこの会議が閉じましたら財政収支計画で話をさせていただきますが、11月の運営委員会において財政収支計画を提示させていただきました。運営委員会において審議していただいて、了承いただきましたけれども、運営委員さんとしては、料金を下げてもらいたいのが本音だと思いますけれども、岳南排水路管理組合としても現在の使用料単価でやっていかなければならないと思ひまして、事業策定に当たりまして、使用料を上げないで経費の削減に努める形で計画を立てました。そういった経緯で運営委員さんにも了解をいただきました。

それから、管渠更生工事の件ですけれども、この工事も特殊でございまして、なかなか地元の業者さんが入ってこられないところがございます。工法には、反転工法というものと製管工法というものがございまして、反転工法につきましては市内の業者さんが5社ほど入っております。製管工法、中でスパイラルに巻いていく工事なんですけれども、これにつきましては市外の業者さんが受注しております。また、入札は随意ではなく、必ず競争入札で行っております。

○議長（稲葉寿利議員） 1番 鈴木敏和議員。

○1番（鈴木敏和議員） わかりました。特に先ほど管理者から、紙・パルプ産業を取り巻く状況は非常に厳しいという話が冒頭あったものですから、工業用水使用料の単価値下げも要望してきたと。しかし、岳南排水路の施設を維持していくためには、ますます使用者も、さっきの資料を見るとだんだん減っていて、かつては100を超えていた使用者が100を割ってしまっている状況、あるいは排水量もどんどん減らされている状況ですが、最低この事業を継続するためには年間の収入はどの程度必要なのか。そこから計算していくと、大体现状の値段というか、使用料になるということだと思います。それは後で5年間の財政収支の見込みの説明を受けますけれども、その辺をどう考えていらっしゃるんですか。

○議長（稲葉寿利議員） 局長。

○局長（小山芳博君） 最低限必要な費用でございましてけれども、これからまた新しい試算をさせていただきますけれども、平成23年度から平成27年度までの5箇年の財政収支計画に基づきまして、概算ですけれども計算しております。最低必要となる経費は、人件費、それから庁舎等の管理費、施設の維持管理費、施設改良費、これらを算出しますと大体5箇年の平均で、人件費が退職手当、それから嘱託職員、臨時職員の給与を含めまして約1億2,000万円、それから庁舎等管理費が約1,000万円、施設の維持管理費が8,000万円、施設改良費が大体3億円前後となりまして、合計で約5億1,000万円です。ですので、おおよそ5億円台は最低限必要と考えております。

○議長（稲葉寿利議員） 1番 鈴木敏和議員。

○1番（鈴木敏和議員） 私たちが岳南排水路管理組合議会の議員になったときは予算額が9億円近かったと記憶しておりますが、現在こういう形でずっと使用料が下がってきていますから、重要なこの排水路を維持管理していくためには、使用料を下げろと言われても、そうそう、「はい、結構です」なんて言うわけにいきませんから、その辺のことは利用者に対しても理解を深めてもらうことが必要だと思います。当然、節約やその他の努力をすとしても限界があるものですから、いろいろ大変だと思います。

特に、施設も老朽化してきているわけですから。これからのほうがもっと、改良工事や更

新などをやっていく必要があるかもしれません。そういう点で、後ほど収支計画は説明を受けますけれども、現状の施設を十分維持し、東海地震対策としての耐震化工事等も含めてやっていただきたい。

この岳南排水路が壊れれば、水を流している会社その他、一切仕事ができなくなってしまうわけです。そういう点で、危機管理上必要なことは対応していく必要がある施設だろうと私は思っているものですから、その点は使用者も経費は大変だと思いますけれども、負担すべきものは十分負担していただく対応を、今後も是非徴っていただくよう要望して、終わります。

○議長（稲葉寿利議員） 質疑も出尽くしたようでありますので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第2号平成23年度岳南排水路管理組合会計予算については原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第2号は原案どおり可決されました。

日程第5 議第3号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（稲葉寿利議員） 日程第5 議第3号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

局長。

○局長（小山芳博君） ただいま上程されました議第3号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書の43ページをお願いいたします。併せまして、黄色の表紙の「議案参考資料-2」の1ページ、「新旧対照表」をお願いいたします。

本案と同様の条例は、既に富士市におきまして平成22年11月議会に上程されまして、平成22年12月1日をもって施行されております。

本条例の改正でございますが、管理組合職員の給与は富士市職員の給与に関する条例の例によっておりますが、今回の富士市職員の給与条例の改正により給料表が改正されております。55歳以上かつ6級以上の職員は、現給保障の額からさらに1.5%を減額することとされております。給与及び育児休業に関しましては、富士市に準用するので改正の必要はご

ございませんけれども、介護休暇を取得する職員で、55歳に達し1.5%の減額措置の適用を受ける職員の部分休業給の算出につきまして、岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例中に減額措置が明文化されておられませんので、算出の際、差引き額に不利益が生じることとなります。このため、附則におきまして読替えの規定を追加し、明文化するものでございます。これは、給料の減額措置が当分の間の暫定的な措置でありますので、条文を改正しないで附則で読替えを行うものです。

それでは、条例の改正内容につきまして新旧対照表によりご説明いたしますので、「議案参考資料-2」の1ページをお願いいたします。附則でございますが、本条例第16条に規定されております介護休暇を取得する職員で1.5%減額措置の対象となる職員の給与額の減額につきまして、同条第3項中「勤務時間1時間当たりの給与額」とあるのを「勤務時間1時間当たりの給与額から、当該額に100分の1.5を乗じて得た額を減じた額」に読替えるものでございます。この読替えを附則第9項として加えるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（稲葉寿利議員） 当局の説明を終わります。

これから議第3号について質疑を許します。

1番 鈴木敏和議員

○1番（鈴木敏和議員） さっき給与のことを聞いたら富士市に準じているということですので、富士市はもうこの条例を11月議会に議決しているわけですね。そこで、私は思うんですが、今回のように富士市で条例改正があって、公布の日から施行ですと、当然岳南排水路管理組合議会では数箇月の時間的な差が出てしまいますね。条例、給与、その他の改正について、あるいは休暇等、こういった場合は専決処分をして、次の議会に対してこういう専決処分をしましたという手続きをとらなければいけないと思います。要するに、管理組合では富士市に準じてやっているわけですがけれども、時間的な格差がついてしまうわけです。同時的にやる必要がある場合は、管理者と相談して専決処分をして、事務的に処理する方が、私はよりベターではないかと、私はそう考えているわけですが、いかがですか。

○議長（稲葉寿利議員） 局長。

○局長（小山芳博君） 先日、富士市総務課と相談させてもらったんですけれども、その中の話で、育児・介護休暇の改正につきましては、管理組合の条例施行までの間、対象者がいない場合、一般的に職員の不利益になるということではないものですから、専決の要件である「特に緊急を要する場合」とまでは言えないのではないかとという話がありました。前回条例を上程させていただいた際に、法改正の中で6月30日までという施行日期限があったんですけれども、このように明確に期限を定められている場合には、地方公共団体として法を

逸脱するわけにはいかないので、専決処分の対象となるのではないかという意見を伺いました。

今、鈴木敏和議員さんがおっしゃった専決処分でございますけれども、あくまでも議会を開く暇がなく、特に緊急を要する場合のみ許される行為でありまして、遡及適用で対応できることもあるので、ケース・バイ・ケースで検討したほうが良いという意見をいただきました。

○議長（稲葉寿利議員） 1 番 鈴木敏和議員。

○1 番（鈴木敏和議員） 条例や附則について適用する職員がいないからこのままでいいということではなくて、やはり同時的にやるべきで、臨時議会を開けということだと大変でしょう。そういう意味では、私は、全部が全部やっていいということではありませんが、やはり富士市に準じた取り扱いをする場合は、基本的に富士市が変えたら岳南排水路管理組合も変えて対応していかないと、さっき言ったように時間的な格差が出てしまうと、逆に言えば、またそこで問題が出てくる可能性がある。富士市で改正しているのに、なぜ岳南排水路管理組合は改正しないんだという場合が出てきますから、連動してやるための措置を考えていく必要があるのではないかと私は思うんです。

以上、意見だけ申し上げます。

○議長（稲葉寿利議員） 質疑も出尽くしたようでありますので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第 3 号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第 3 号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしました。よって本日の会議を閉じ、岳南排水路管理組合議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 6 分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

平成23年 3月24日

議 長 稲 葉 寿 利

会議録署名議員 太 田 美 満

会議録署名議員 佐 野 清 明
